

次のとおり公募に付する。

令和3年9月7日

岩手県知事 達増 拓也

1 公募に付する事項

保安林保全情報整備業務委託

2 応募要件に関する事項

- (1) 直近3年間に国又は都道府県から、衛星デジタル画像を用いる同種業務を受託した実績があること、又は別添仕様書で定める衛星デジタル画像データのオルソ化仕様（基準）と同等の仕様を満たす衛星デジタル画像の納品実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申立てをなされていない者であること。
- (5) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 参加意思確認書の提出の日から契約予定人を選定するまでの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (8) (7)までの期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。

3 参加意思確認書の提出期限

(1) 提出期限

令和3年9月24日（金）17時00分必着

(2) 提出場所

岩手県農林水産部森林保全課 保全・治山林道担当 根本

(3) 提出方法

直接持参又は郵送

(4) 参加意思確認書

様式1（参加資格を満たしていることを明記した誓約書）

4 契約予定人の選定方法

要件を満たす応募者が1者のときは、契約予定人として決定する。

5 応募要件の無効

要件を満たさない者及びその他公募の条件に違反した者の参加意思確認書は無効とする。

6 その他

(1) この公募は、随意契約による相手方を選定するために行う参加者の有無を確認する手続きである。

(2) 要件を満たす応募者が複数存在するときは、一般競争入札（総合評価方式を含む）へ移行する。

なお、要件を満たす応募者は、一般競争入札（総合評価方式を含む）の参加者とすることができる。

(3) 次のいずれかの場合は、契約候補者と個別に交渉し、契約予定人とすることができる。

ア 応募者に要件を満たす者がいないとき

イ 応募者がいないとき